

損害調査業務抜本改革について

本資料は以下の資料から抜粋し、職域生協統括本部が再構成し、内容の最新化等のうえ作成した資料です。
推進本部代表委員など協力団体への説明に活用することとします。組合員には配布できませんのでご注意ください。

- ・ <損害調査業務抜本改革> 損害調査体制・損害調査拠点、統括本部・推進本部との連携等についてのご説明
(推進本部代表委員会説明資料・2024年4月)
- ・ <マイカー共済2025年4月商品改定> 推進職員研修会 新たな損害調査サービスに関する研修 (損害調査サービス本部・2024年10月)
- ・ 新たな自動車損害調査体制における推進本部・統括本部との連携等について (自動車損害調査サービス部 経営企画部・2024年12月)

こくみん共済〈全労済〉
全国労働者共済生活協同組合連合会 

職域生協統括本部

2025年1月

1. はじめに

- (1) 本格的な少子高齢化や人口減少等により自動車保有台数が減少し、また、自動運転技術も進歩しています。
また、頻度・規模が増す大規模自然災害の発生等、損害保険事業を取り巻く環境が大きく変化
する中、損害保険会社各社では、デジタルテクノロジーの活用などにより、損害調査業務におけ
る品質・生産性の向上がはかられています。
- (2) この間、こくみん共済 coopにおいても、適正な共済金を迅速にお支払いするための体制整備や、
デジタルテクノロジーの活用など、損害調査業務プロセスとそれを支えるシステムの抜本的な再
構築などを課題と認識してきたところです。
- (3) これらの課題に対応するため、自動車共済や火災共済等の共済金支払に係る業務プロセスや共
済金支払システムの再構築を進めるなど、デジタルテクノロジーを活用し、損害系共済の競争力
向上をはかるとともに、組合員・契約者の利便性向上や大規模自然災害時に適正な共済金を迅速
にお支払いするなど、将来にわたって組合員に対して良質な損害調査サービスを安定的に提供し、
組合員・契約者へのお役立ちを一層すすめるために、こくみん共済 coopは、2025年4月より損害
調査業務の抜本改革を実施します。

II. 自動車損害調査体制

1. 新たな自動車損害調査体制（損調拠点）について

損害調査業務抜本改革では、新たな損害調査業務のあり方が従来と大きく変わることから、損害調査体制（損調拠点）について見直しをおこない、組合員・契約者に安心いただけるネットワークを構築します。

（1）全国の新損調拠点

これまでの自動車損調拠点のあり方や役割について見直しをおこない、組合員・契約者に寄り添い、事故の早期解決と共済金支払い日数の短縮を実現します。

損調拠点	拠点の役割	設置時期	設置数
① 新損調S C（サービスセンター） （以降、現行の損調S Cと区別するため「新損調S C」と表記します。）	主に組合員・契約者との対面対応が必要な事故を担当し、寄り添った対応に注力します。	2025年3月	全国32拠点
② サポートS C	車両単独事故や過失割合100対0の対物事故を集中的に担当し、一日も早く適正な共済金をお支払いします。サポートS Cは、BCP（事業継続計画）等を踏まえて東西2拠点に設置します。		東京・大阪 2拠点
③ アシスタントオフィス	新損調S Cが担当する事故のうち、緊急の面談が必要で新損調S Cよりも迅速に訪問できる場合に訪問面談を実施し、組合員・契約者の不安を解消します。 新損調S Cと連携して、推進活動を通じた推進本部職員からのマイカー共済制度内容（事業規約の解釈等）に関する問い合わせ対応をおこないます。	2026年4月	全国16拠点
④ サテライトオフィス	事務所スペースの常設や損調S C職員の常駐はおこなわないものの、推進本部（支所・共済ショップを含む）を面談場所として活用し、組合員・契約者の利便性を向上します。	2025年4月 ※ 2024年4月以降、準備が整った施設から順次設置。	全国76ヵ所程度（予定）

II. 自動車損害調査体制

2. 移行期間の取り扱い

(1) 事故対応拠点

- ① 現行制度契約（2025年4月制度改定前）の事案は、現行の損調S Cが対応します。
- ② 新制度契約（2025年4月制度改定後）の事案は、新損調S Cが対応します。

(2) 組合員・契約者への事故対応拠点の案内

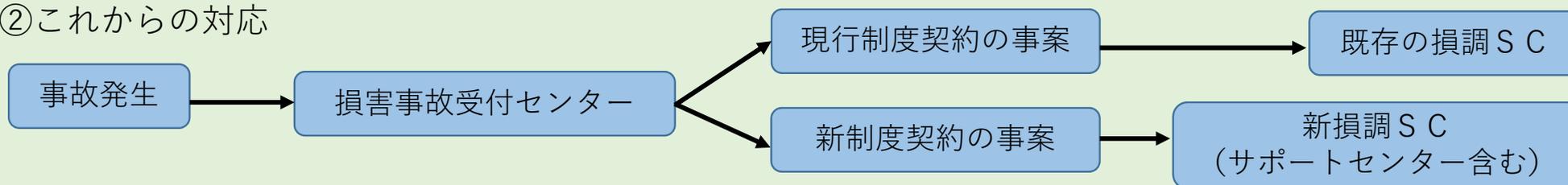
事故報告時には、損害事故受付センターが「現行制度契約の事案」と「新制度契約の事案」の判別をおこない、それぞれの対応拠点へ連携します。

(3) 案内フロー図

① これまでの対応



② これからの対応

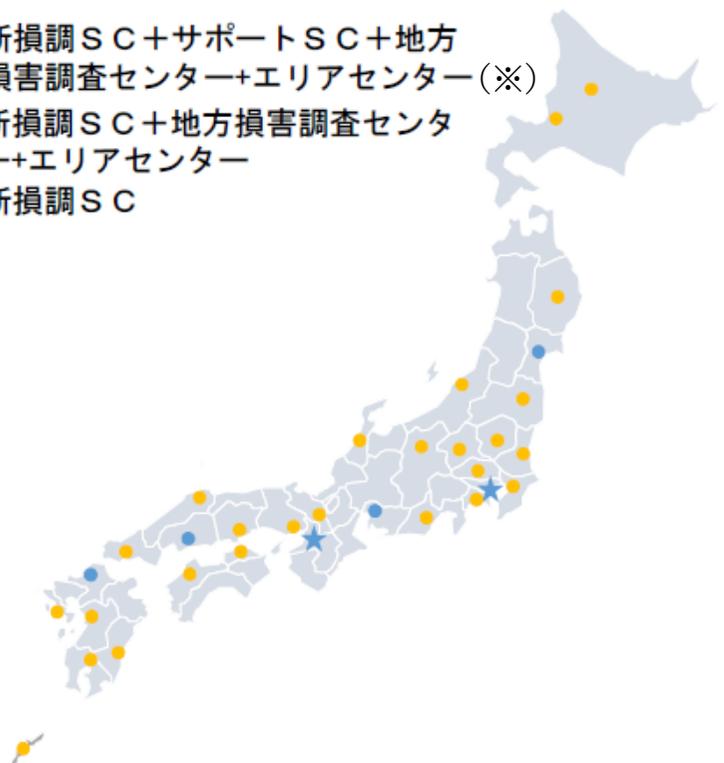


II. 自動車損害調査体制

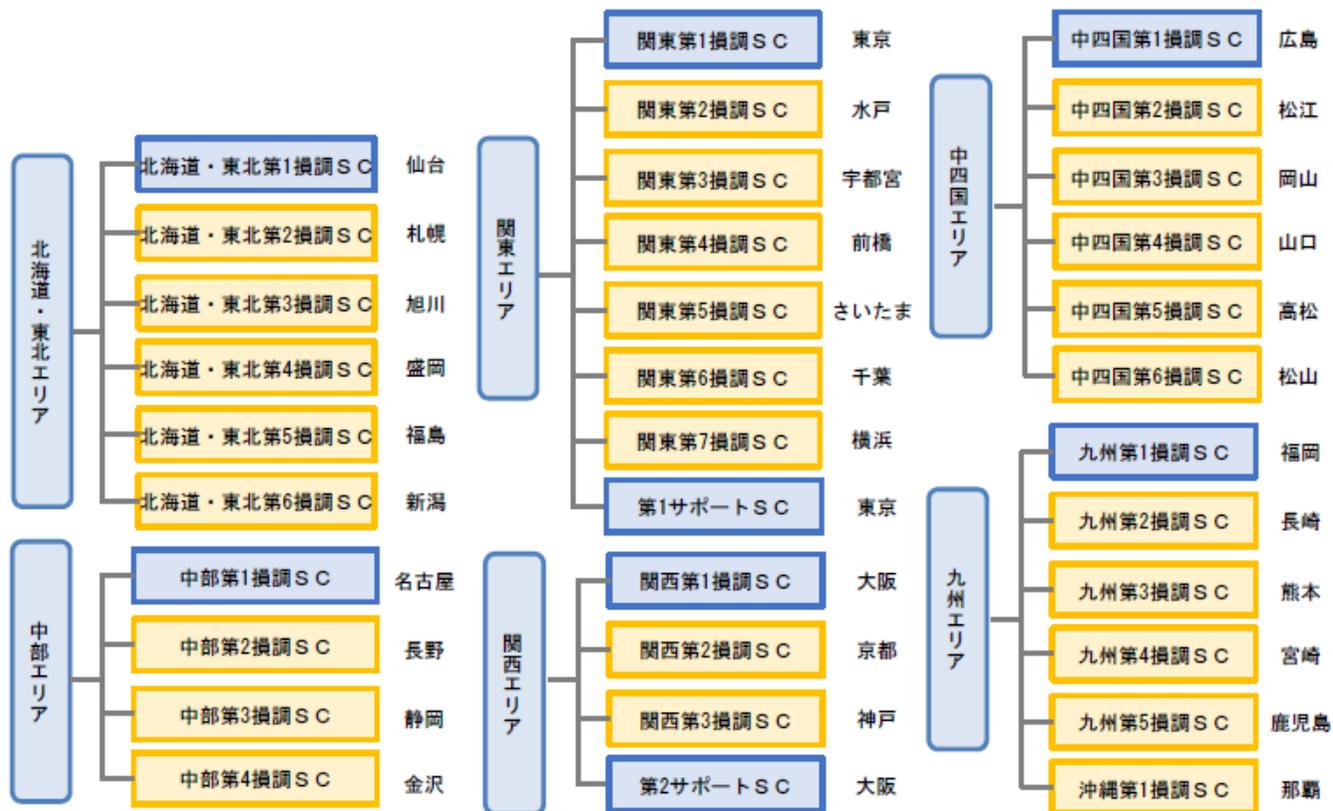
3. 全国の新損調拠点

(1) 新損調SC

- ★ 新損調SC+サポートSC+地方損害調査センター+エリアセンター(※)
- 新損調SC+地方損害調査センター+エリアセンター
- 新損調SC



全国の新損調SC・拠点一覧



(※) 地方損害調査センター・エリアセンター
管轄エリアの自動車損害調査拠点を統括する役割・機能を担い、拠点数は全国6拠点となります。

II. 自動車損害調査体制

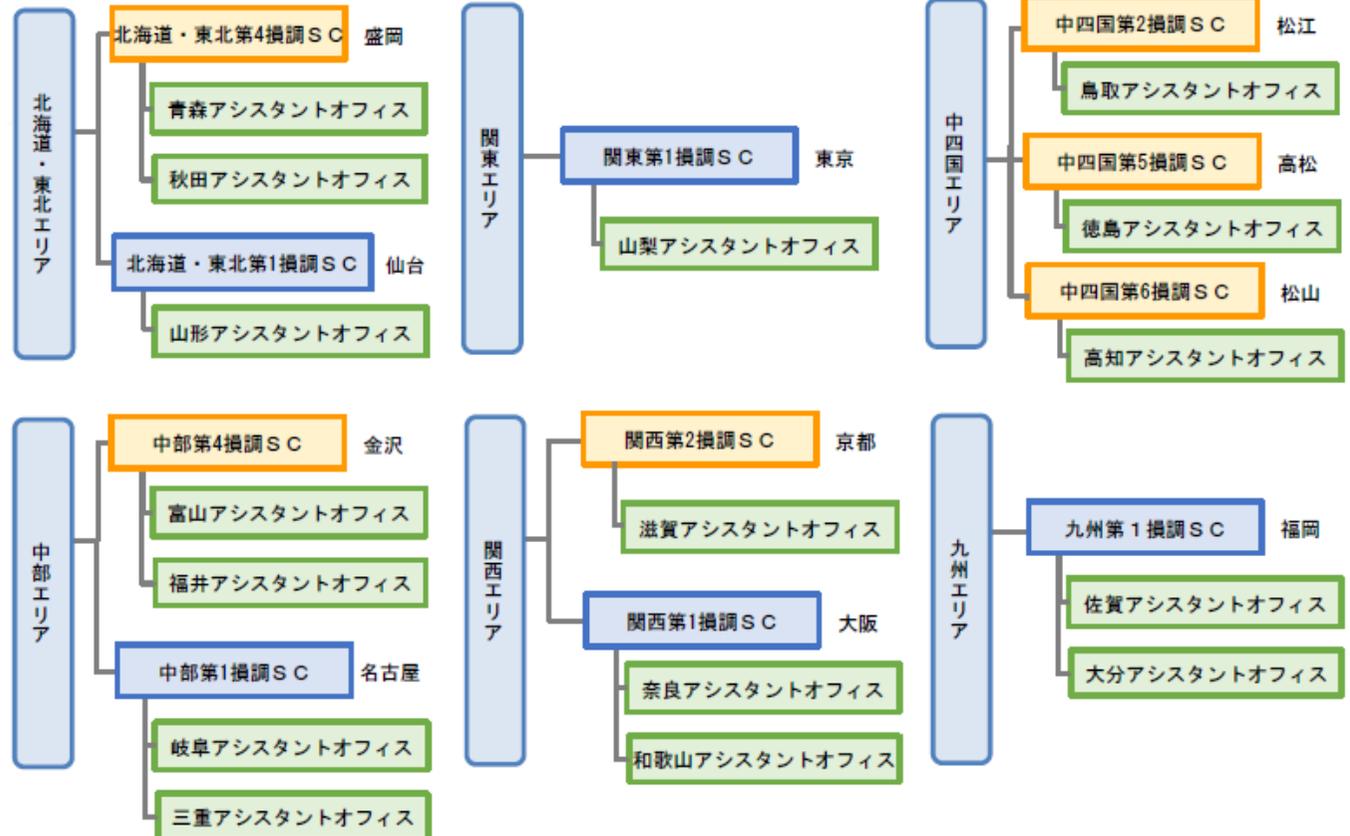
3. 全国の新損調拠点

(2) アシスタントオフィス

● アシスタントオフィス

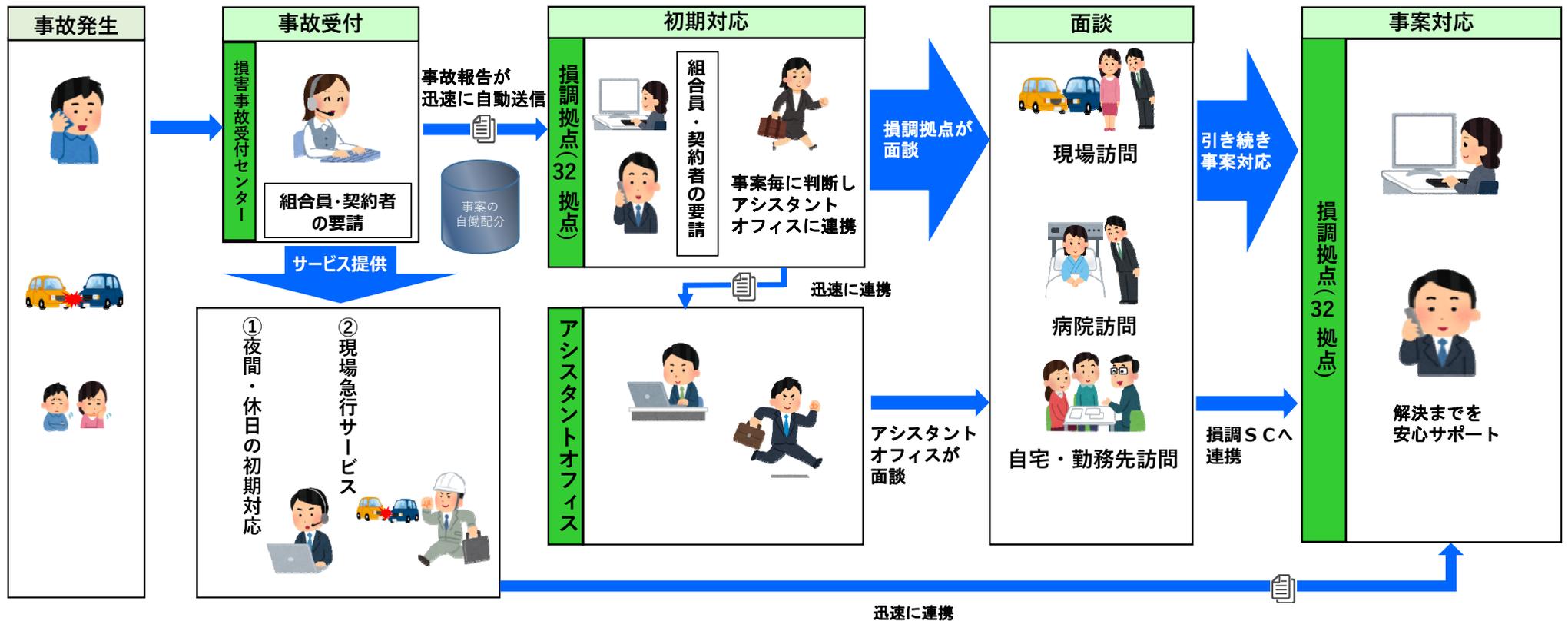


全国のアシスタントオフィス一覧



Ⅲ. 現場急行サービス、夜間・休日の初期対応について

事故受付後は、新損調S Cでの事故の対応だけでなく、現場急行サービスや初期対応サービス、アシスタントオフィスによる緊急面談といった対応を組み合わせ、事故発生時の組合員・契約者の不安を解消し、安心したカーライフサポートを提供します。



Ⅲ. 現場急行サービス、夜間・休日の初期対応について

事故直後のお困りごとやニーズにあわせて、組合員・契約者の不安を解消します。
具体的には、夜間・休日の初期対応および現場急行サービスについて強化します。

1. 現場急行サービスの強化

(1) 委託業者出動拠点の拡充

委託業者の出動拠点を拡充し、出動元から事故現場までの所要時間を短縮します。
事故現場で組合員・契約者をお待たせする時間も短縮します。

(2) 出動要件の拡大

車両同士の事故以外に、車両と人、軽車両や他物との衝突事故も出動要件に追加します。

組合員・契約者の意向を確認したうえで、出動元から事故現場までの所要時間をこれまでの最大30分から最大60分まで拡大し、委託業者が事故現場へ駆け付けます。

2. 夜間・休日の初期対応の強化

(1) 初期対応時間の拡大

20時台までにご報告いただいた事故は、原則当日中に初期対応をおこないます。

<現場急行サービス>



<夜間・休日の初期対応>



Ⅲ. 現場急行サービス、夜間・休日の初期対応について

(2) 必要な対応や手配、24時間以内の経過報告

夜間・休日の事故報告も、事故のお相手や病院・工場等への連絡や代車等の手配をおこないます。また、対応経過を24時間以内に報告します。

Before

夜間や休日に発生した事故の場合には、翌営業日に詳細なご連絡をさせていただくことがありました。



After

夜間・休日の迅速な事故対応

ご要望に応じて、夜間や休日にかかわらず、修理工場や病院の手配、相手方への連絡をおこないます。対応経過については、24時間以内に報告します。

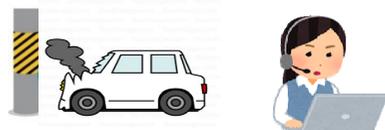


(3) Web面談システムの活用

スマートフォン等でWeb面談システムをご利用いただくと、事故現場や損害の画像、案内資料等を視覚的に共有しながら的確にアドバイスをおこないます。

Before

事故のご報告については、電話でご連絡をいただき、事故現場の状況等をご確認させていただいています。



After

迅速な寄り添いサポート

電話でのご連絡に加え、ご要望にあわせて、スマートフォンを活用し、画像等を共有しながらご相談いただけます。



IV. デジタルテクノロジーを活用した便利な機能について

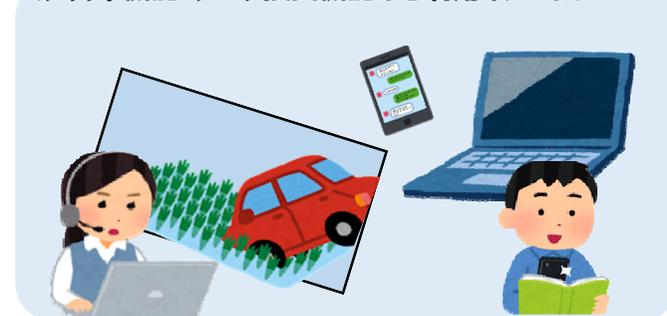
スマートフォンやパソコン等をご利用いただくと、簡単で便利に担当者にご連絡をいただけます。

1. チャット機能・データ授受機能

(1) ご都合の良いときのご連絡

チャット機能を活用したお問合せやご相談をいただくことができます。
また、事故対応の進捗状況をご確認いただくことができます。

<チャット機能・データ授受機能のご利用イメージ>



(2) 書類、画像・動画等のデータ授受

システム上で、書類、損害物や事故現場の写真、ドライブレコーダー映像等のデータ授受をできます。
また、ペーパーレスのお手続きにより組合員・契約者のご負担を軽減できます。

Before

請求書類やお手元の損害写真、ドライブレコーダーの動画などについて郵送していただいています。



After

手続きの簡素化・利便性向上

郵送に加えて、ご都合の良いときに、スマートフォンやPCで請求書類や写真、動画をアップロードいただくことも可能となります。

※ 一部、郵送が必要な書類もあります。



IV. デジタルテクノロジーを活用した便利な機能について

2. Web面談システム

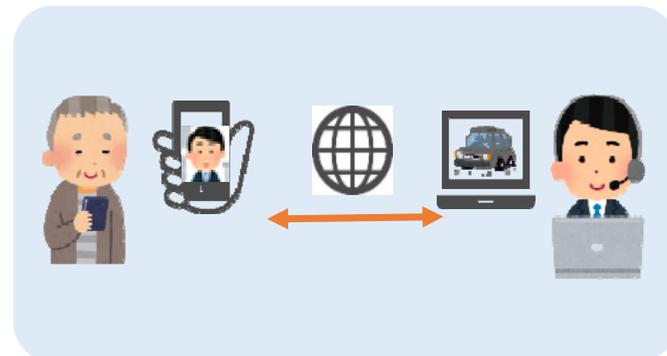
(1) 書類、画像・動画等の視覚的な共有

Web面談システムは、シンプルな画面で簡単に操作をいただけます。

書類、損害物や事故現場の写真、ドライブレコーダー映像等を視覚的に共有できます。

組合員・契約者と担当者で、お互いの顔や表情を見ながら面談いただくことができます。

<Web面談システムのご利用イメージ>



Before

お問い合わせやご相談があるときは、電話・書面・訪問などにより、丁寧に対応をさせていただきます。



After

最適で多様なコミュニケーション手段の拡充

これまでの対応方法に加え、チャット機能を利用したお問い合わせやご相談、オンラインを利用した面談もご利用いただけます。

オンラインを利用した面談は、書類や写真、ドライブレコーダー映像等を共有いただけます。



IV. デジタルテクノロジーを活用した便利な機能について

<進捗状況の確認>

Before

共済金のお支払いや事故解決までの進捗状況を丁寧にお伝えするために、定期的に電話・書面、訪問面談によりお知らせしています。



After

ご要望にあわせた進捗状況の確認

ご要望にあわせて、電話・書面・訪問面談に加えチャット機能・オンライン面談でも、事故相手との対応経過等の進捗状況をご確認いただけます。



<共済金のお支払い>

Before

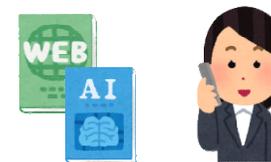
事故の報告から共済金のお支払いまでに、書類作成や損害状況等の点検をおこなった上で、共済金をお支払いしています。



After

これまで以上に迅速な共済金お支払い

共済金請求お手続きの簡素化や多様化をすすめ、ペーパーレスの業務プロセスへ変更することにより、事故の報告から共済金のお支払いまでの日数を短縮します。



V . 住宅損害調査

1. 現在の住宅損害調査体制

(1) 被災受付から共済金支払いまでの一貫した住宅損害調査体制

共済金支払い部門として、全国29拠点に設置している住宅損害調査拠点で災害時の初動対応をはじめ、現場調査・損害認定をおこなっており、さらに必要に応じて住宅損害サポートセンターで組合員・契約者の生活再建にむけた支援をすすめています。

(2) 組合員・契約者の声

現場調査時には、保障内容の見直し相談や共済契約の新規・追加・変更等の手続きを希望される組合員・契約者も多くおり、このようなご要望にお応えするためには、推進機能とより密接に連携した体制が求められています。

また、同じ災害においても組合員・契約者が書類審査を希望される傾向のあるエリアや、対面による現場調査を希望される傾向のあるエリアがあるなど、各エリアの組合員・契約者のご要望にあわせた柔軟な現場調査対応が求められています。

V . 住宅損害調査

2. 新たな住宅損害調査体制 <2025年4月1日被災受付分より実施>

(1) 組合員・契約者の声にお応えする住宅損害調査体制

組合員・契約者（被災者）宅にいち早く訪問できる体制に整え、被災受付から共済金支払いまでに加え、保障相談や契約手続きまでを事業推進活動と一体となった対応とするため、統括本部（推進本部）※が現場調査機能を担います。

また、高齢者が多い地域などエリアにあわせた柔軟な対応がおこなえる体制に見直します。

※ 職域生協統括本部を除く。

(2) 組合員・契約者への寄り添い活動

新損調システム・新業務プロセスの導入、DXの積極活用、書類審査事案の集中処理により、住宅損害調査業務のさらなる効率化をはかります。そして、迅速・公正・正確な共済金支払いにおける業務の標準化を実現することにより、組合員・契約者への寄り添った活動に注力していきます。

V . 住宅損害調査

3. 新たな住宅損害調査拠点の設置

2025年4月から、各統括本部（推進本部）の住宅損害調査拠点を以下のとおり設置します。

統括本部	住宅損害調査拠点
北海道・東北統括本部	〔北海道エリア〕札幌拠点、函館拠点、釧路拠点、旭川拠点 〔東北エリア〕青森拠点、岩手拠点、宮城拠点、秋田拠点、山形拠点、福島拠点、新潟拠点
関東統括本部	茨城拠点、栃木拠点、群馬拠点、埼玉拠点、千葉拠点、東京拠点、神奈川拠点
中部統括本部	石川拠点、長野拠点、静岡拠点、愛知拠点
関西統括本部	大阪拠点
中四国統括本部	島根拠点、広島拠点、香川拠点、愛媛拠点
九州統括本部	福岡拠点、大分拠点、宮崎拠点、鹿児島拠点

V . 住宅損害調査

4. 組合員・契約者の利便性が向上するサービス

(1) 音声自動応答機能

これまでの連絡方法（電話、ホームページ、マイページ）に加えて、発災直後などで被災受付が集中し、電話が混み合うときには音声自動応答機能を利用することにより、スムーズな被災連絡をいただけます。

(2) データアップロード機能

スマートフォンやPCなどでペーパーレスのお手続きや、書類や写真のアップロードもいただけるようになり、手続きを簡素化し利便性を向上します。

(3) チャット機能

これまでのコミュニケーション手段（電話、書面、訪問）のほか、チャット機能が利用できるようになります。組合員・契約者のニーズにあったコミュニケーション手段で、時間や場所に制約されることなく連絡することができます。

(4) Web面談システム

訪問による面談のほか、オンラインを利用した面談システムを活用することにより、場所に制約されることなく面談することができます。Web面談システムの利用画面はシンプルで、写真や文書の共有もできることから、スマートフォンのアウトカメラを通じて対象物の確認ができます。

(5) Web予約

大規模災害時には、スマートフォンやPCなどで、組合員・契約者のご都合のよいときに現地調査の日時を予約できます。※2025年11月以降

<参考資料> 自動車損害調査体制

<北海道・東北エリア> 新損調サービスセンターの管轄エリアについて

1. 新損調SC

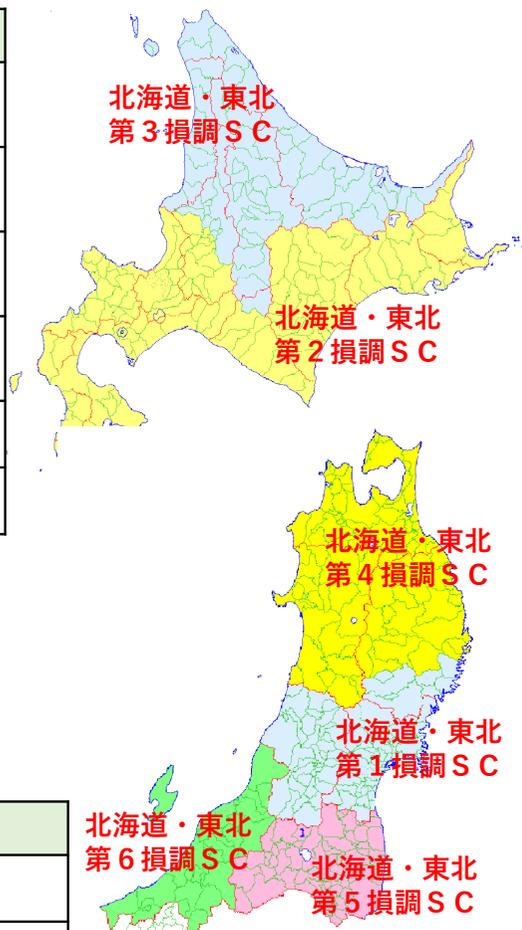
拠点名称	主な管轄エリア
北海道・東北第2損調SC（札幌）	札幌市、江別市、石狩市、岩見沢市、苫小牧市、室蘭市、夕張市、釧路市、帯広市、登別市、小樽市、函館市等
北海道・東北第3損調SC（旭川）	旭川市、北見市、滝川市、赤平市、歌志内市、芦別市、富良野市、歌志内市、士別市、紋別市、稚内市、日高町、津別町、斜里町等
北海道・東北第4損調SC（盛岡）	青森県・秋田県全域、 岩手県北中部（盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、大槌町等）
北海道・東北第1損調SC（仙台）	宮城県・山形県全域、 岩手県中南部（奥州市、一関市、住田町、釜石町等）
北海道・東北第5損調SC（福島）	福島県全域
北海道・東北第6損調SC（新潟）	新潟県全域

2. サポートSC

- ・ 第1サポートSC（東京都）
- ・ 第2サポートSC（大阪府大阪市）

3. アシスタントオフィス

拠点名称	アシスタントオフィス	
北海道・東北第4損調SC（盛岡市）	青森アシスタントオフィス（青森市）	秋田アシスタントオフィス（秋田市）
北海道・東北第1損調SC（仙台市）	山形アシスタントオフィス（山形市）	



<参考資料> 自動車損害調査体制

<関東エリア> 新損調サービスセンターの管轄エリアについて

1. 新損調SC

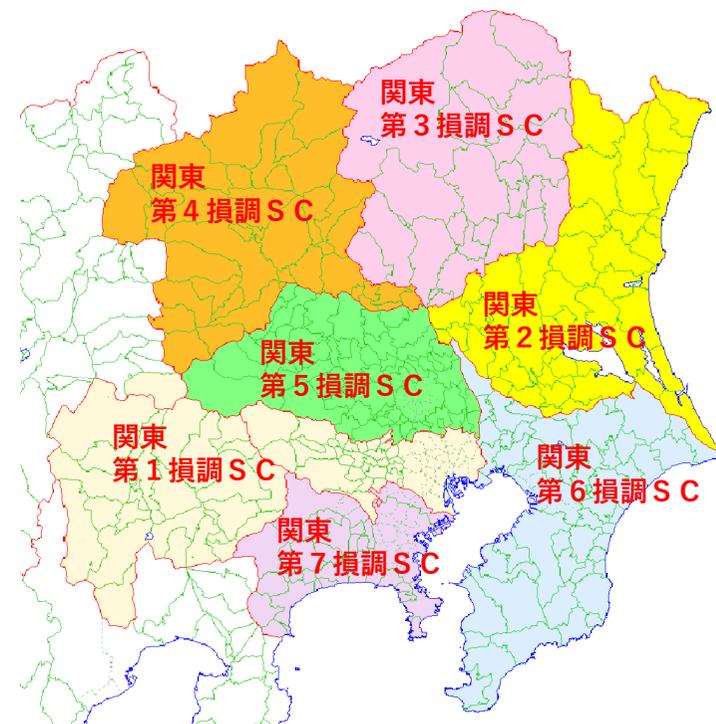
拠点名称	主な管轄エリア
関東第2損調SC（水戸）	茨城県全域
関東第3損調SC（宇都宮）	栃木県全域
関東第4損調SC（前橋）	群馬県全域
関東第5損調SC（さいたま）	埼玉県全域
関東第6損調SC（千葉）	千葉県全域
関東第1損調SC（東京）	東京都・山梨県全域
関東第7損調SC（横山）	神奈川県全域

2. サポートSC

- ・ 第1サポートSC（東京都）
- ・ 第2サポートSC（大阪府大阪市）

3. アシスタントオフィス

拠点名称	アシスタントオフィス
関東第1損調SC	山梨アシスタントオフィス（甲府市）



< 参考資料 > 自動車損害調査体制

< 中部エリア > 新損調サービスセンターの管轄エリアについて

1. 新損調 S C

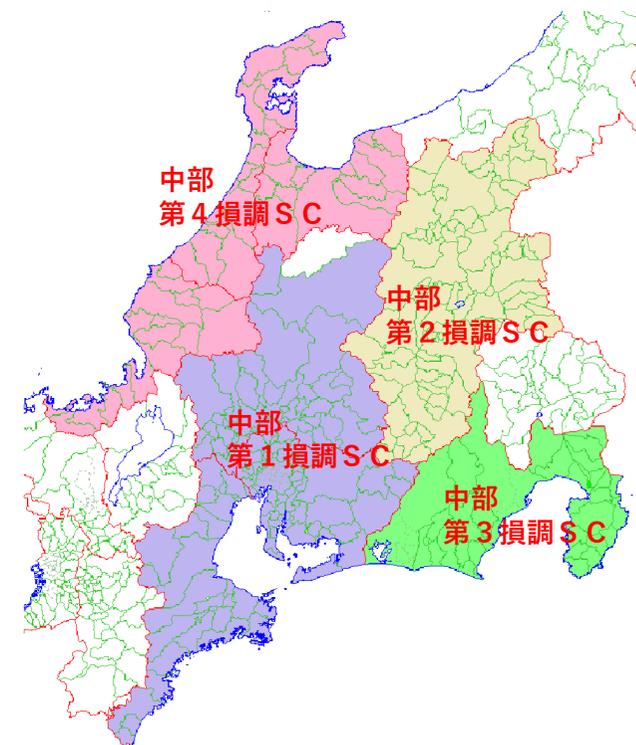
拠点名称	主な管轄エリア
中部第2損調 S C (長野)	長野県全域
中部第3損調 S C (静岡)	静岡県全域
中部第4損調 S C (金沢)	石川県・富山県・福井県全域
中部第1損調 S C (名古屋)	愛知県・岐阜県・三重県全域

2. サポート S C

- ・ 第1サポート S C (東京都)
- ・ 第2サポート S C (大阪府大阪市)

3. アシスタントオフィス

拠点名称	アシスタントオフィス	
中部第1損調 S C (名古屋)	岐阜アシスタントオフィス (岐阜市)	三重アシスタントオフィス (津市)
中部第4損調 S C (金沢)	富山アシスタントオフィス (富山市)	福井アシスタントオフィス (福井市)



< 参考資料 > 自動車損害調査体制

< 関西エリア > 新損調サービスセンターの管轄エリアについて

1. 新損調 S C

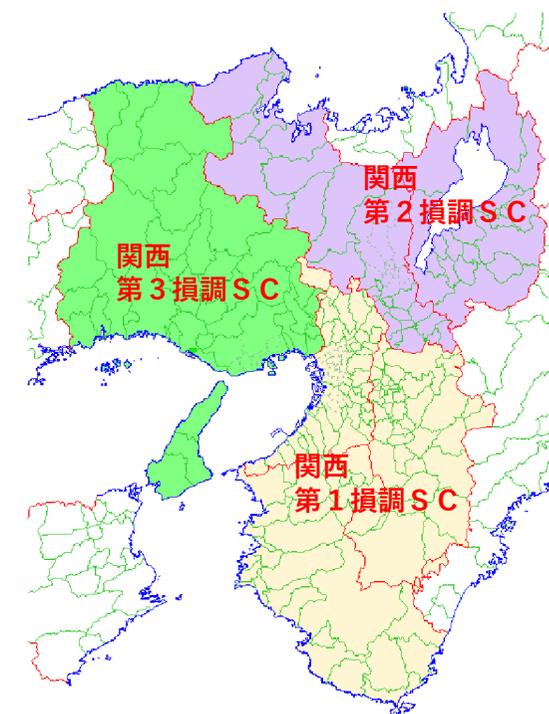
拠点名称	主な管轄エリア
関西第2損調 S C (京都)	京都府・滋賀県全域
関西第1損調 S C (大阪)	大阪府・奈良県・和歌山県全域
関西第3損調 S C (神戸)	兵庫県全域

2. サポート S C

- ・ 第1サポート S C (東京都)
- ・ 第2サポート S C (大阪府大阪市)

3. アシスタントオフィス

拠点名称	アシスタントオフィス	
関西第2損調 S C (京都市)	滋賀アシスタントオフィス (大津市)	
関西第1損調 S C (大阪市)	奈良アシスタントオフィス (奈良市)	和歌山アシスタントオフィス (和歌山市)



< 参考資料 > 自動車損害調査体制

< 中四国エリア > 新損調サービスセンターの管轄エリアについて

1. 新損調SC

拠点名称	主な管轄エリア
中四国第2損調SC (松江)	島根県・鳥取県全域
中四国第3損調SC (岡山)	岡山県全域
中四国第1損調SC (広島)	広島県全域
中四国第4損調SC (山口)	山口県全域
中四国第5損調SC (高松)	香川県・徳島県全域 高知県中東部 (香美市、香南市、安芸市、室戸市、土佐町、本山町等)
中四国第6損調SC (松山)	愛媛県全域、 高知県中西部 (高知市、南国市、土佐市、須崎市、四万十市、いの町等)

2. サポートSC

- ・ 第1サポートSC (東京都)
- ・ 第2サポートSC (大阪府大阪市)

3. アシスタントオフィス

拠点名称	アシスタントオフィス
中四国第2損調SC (松江市)	鳥取アシスタントオフィス (鳥取市)
中四国第5損調SC (高松市)	徳島アシスタントオフィス (徳島市)
中四国第6損調SC (松山市)	高知アシスタントオフィス (高知市)



< 参考資料 > 自動車損害調査体制

< 九州エリア > 新損調サービスセンターの管轄エリアについて

1. 新損調 S C

拠点名称	主な管轄エリア
九州第1損調 S C (福岡)	福岡県全域 佐賀県東部 (佐賀市、唐津市、多久市、小城市等) 大分県中西部 (大分市、由布市、別府市、日田市、九重町、玖珠町等)
九州第2損調 S C (長崎)	長崎県全域、 佐賀県西部 (伊万里市、武雄市、嬉野市、鹿島市、白石町等)
九州第3損調 S C (熊本)	熊本県全域
九州第4損調 S C (宮崎)	宮崎県全域、 大分県中東部・南部 (佐伯市、臼杵市、豊後大野市、竹田市等)
九州第5損調 S C (鹿児島)	鹿児島県全域
沖縄第1損調 S C (那覇)	沖縄県全域

2. サポート S C

- ・ 第1サポート S C (東京都)
- ・ 第2サポート S C (大阪府大阪市)

3. アシスタントオフィス

拠点名称	アシスタントオフィス	
九州第1損調 S C (福岡市)	佐賀アシスタントオフィス (佐賀市)	大分アシスタントオフィス (大分市)



< 参考資料 > 2025年4月以降の推進本部との連携について

1. これまでどおりの連携体制を維持するために、新損調S C業務に関連する推進本部主催の各種会議および協力団体説明会は、「窓口拠点」（新損調S C）の所長が出席します。
また、日程が重なり調整ができなかった場合には、役職者が対応します。
2. ひとつの推進本部を複数の損調S Cが管轄する場合は、「窓口拠点」の所長または所長補佐が窓口となり、管轄する新損調S C所長と十分に連携をとり対応をおこないます。
3. 新損調S Cの広域化にともない、アシスタントオフィスを設置し、これまでどおり、共済推進活動を通じた推進本部職員からのマイカー共済制度内容（事業規約の解釈等）に関する問合せ対応を、新損調S Cと連携しておこないます。

< 参考資料 > 自動車損害調査体制

ひとつの推進本部を複数の損調SCが管轄する場合の窓口拠点①



< 参考資料 > 自動車損害調査体制

ひとつの推進本部を複数の損調SCが管轄する場合の窓口拠点②



< 参考資料 > 自動車損害調査体制

統括本部	拠点	S C 名	所在地
北海道・東北	北海道拠点(北海道推進本部内)	北海道・東北第2損調S C (札幌)	北海道札幌市白石区菊水三条4-1-3
	旭川拠点	北海道・東北第3損調S C (旭川)	北海道旭川市四条通8丁目1703-66
	岩手拠点	北海道・東北第4損調S C (盛岡)	岩手県盛岡市盛岡駅西通2-9-1
	宮城拠点	北海道・東北第1損調S C (仙台)	宮城県仙台市青葉区中央四丁目4-19
	福島拠点	北海道・東北第5損調S C (福島)	福島県福島市栄町6-6
	新潟拠点	北海道・東北第6損調S C (新潟)	新潟県新潟市中央区東大通一丁目3-1
関東	茨城拠点	関東第2損調S C (水戸)	茨城県水戸市宮町1-2-4
	栃木拠点	関東第3損調S C (宇都宮)	栃木県宇都宮市宮みらい2-15
	群馬拠点	関東第4損調S C (前橋)	群馬県前橋市南町3-9-5
	埼玉拠点	関東第5損調S C (さいたま)	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-398-1
	千葉拠点	関東第6損調S C (千葉)	千葉県千葉市中央区新町1000
	東京拠点	関東第1損調S C (東京)	東京都港区南青山一丁目1-1
	サポートS C (東京)	第1サポートS C (東京)	東京都港区南青山一丁目1-1
	神奈川拠点	関東第7損調S C (横浜)	神奈川県横浜市西区みなとみらい4-6-2
中部	長野拠点	中部第2損調S C (長野)	長野県長野市南千歳1-12-7
	静岡拠点	中部第3損調S C (静岡)	静岡県静岡市駿河区南町18-1
	石川拠点	中部第4損調S C (金沢)	石川県金沢市昭和町16-1
	愛知拠点	中部第1損調S C (名古屋)	愛知県名古屋市中区丸の内1-9-16

< 参考資料 > 自動車損害調査体制

統括本部	拠点	S C名	所在地
関西	京都拠点	関西第2損調S C (京都)	京都府京都市下京区四条通柳馬場東入立売東町1
	大阪拠点	関西第1損調S C (大阪)	大阪府大阪市北区堂島浜一丁目1-5
	サポートS C (大阪)	第2サポートS C	大阪府大阪市北区堂島浜一丁目1-5
	兵庫拠点(兵庫推進本部内)	関西第3損調S C (神戸)	兵庫県神戸市中央区中町通4丁目1-1
中四国	島根拠点	中四国第2損調S C (松江)	島根県松江市伊勢宮町519-1
	岡山拠点	中四国第3損調S C (岡山)	岡山県岡山市北区下石井2-10-107
	広島拠点	中四国第1損調S C (広島)	広島県広島市南区松原町2-62
	山口拠点	中四国第4損調S C (山口)	山口県山口市小郡御幸町6-35
	香川拠点	中四国第5損調S C (高松)	香川県高松市古新町8-1
	愛媛拠点	中四国第6損調S C (松山)	愛媛県松山市三番町6丁目3-4
九州	福岡拠点	九州第1損調S C (福岡)	福岡県福岡市博多区店屋町8-17
	長崎拠点	九州第2損調S C (長崎)	長崎県長崎市尾上町1-1
	熊本拠点	九州第3損調S C (熊本)	熊本県熊本市中央区辛島町5-1
	宮崎拠点	九州第4損調S C (宮崎)	宮崎健宮崎市広島1-18-13
	鹿児島拠点	九州第5損調S C (鹿児島)	鹿児島県鹿児島市武1丁目2-10
	沖縄拠点	沖縄第1損調S C (那覇)	沖縄県那覇市松山1-2-12

< 参考資料 > 自動車損害調査体制

推進本部からの窓口拠点（問い合わせ先）（2025年3月以降）

推進本部	窓口拠点
北海道	北海道・東北第2損調SC(札幌)
青森	北海道・東北第4損調SC(盛岡)
岩手	
宮城	北海道・東北第1損調SC(仙台)
秋田	北海道・東北第4損調SC(盛岡)
山形	北海道・東北第1損調SC(仙台)
福島	北海道・東北第5損調SC(福島)
新潟	北海道・東北第6損調SC(新潟)

推進本部	窓口拠点
茨城	関東第2損調SC(水戸)
栃木	関東第3損調SC(宇都宮)
群馬	関東第4損調SC(前橋)
埼玉	関東第5損調SC(さいたま)
千葉	関東第6損調SC(千葉)
東京	関東第1損調SC(東京)
神奈川	関東第7損調SC(横浜)
山梨	関東第1損調SC(東京)

推進本部	窓口拠点
長野	中部第2損調SC(長野)
静岡	中部第3損調SC(静岡)
富山	中部第4損調SC(金沢)
石川	
福井	中部第1損調SC(名古屋)
愛知	
岐阜	
三重	

推進本部	窓口拠点
滋賀	関西第2損調SC(京都)
奈良	関西第1損調SC(大阪)
京都	関西第2損調SC(京都)
大阪	関西第1損調SC(大阪)
和歌山	
兵庫	関西第3損調SC(神戸)

推進本部	窓口拠点
島根	中四国第2損調SC(松江)
鳥取	
岡山	中四国第3損調SC(岡山)
広島	中四国第1損調SC(広島)
山口	中四国第4損調SC(山口)
香川	中四国第5損調SC(高松)
徳島	
愛媛	中四国第6損調SC(松山)
高知	

推進本部	窓口拠点
福岡	九州第1損調SC(福岡)
佐賀	
長崎	九州第2損調SC(長崎)
熊本	九州第3損調SC(熊本)
大分	九州第1損調SC(福岡)
宮崎	九州第4損調SC(宮崎)
鹿児島	九州第5損調SC(鹿児島)
沖縄	沖縄第1損調SC(那覇)